



第97期 定時株主総会  
招集ご通知

日時 平成28年6月22日(水曜日) 午前10時  
場所 大阪市北区茶屋町19番1号  
梅田芸術劇場 メインホール

contents

---

招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	5
招集ご通知添付書類	
事業報告 .....	24
連結計算書類 .....	46
計算書類 .....	49
監査報告書 .....	52

---

株主各位

(証券コード 8242)

平成28年5月31日

大阪市北区角田町8番7号  
エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社  
取締役社長 鈴木 篤

## 第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

また、平成28年熊本地震により被災されました皆様には謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、平成28年6月21日(火曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

H<sub>2</sub>Oリテイリング  
グループの  
基本理念

地域住民への生活モデルの提供を通して、  
地域社会になくてはならない存在であり続けること

## 記

1.日 時 平成28年6月22日(水曜日)午前10時

2.場 所 大阪市北区茶屋町19番1号

梅田芸術劇場 メインホール ※末尾ご案内図をご参照ください。

## 3.株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第97期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件  
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の株式報酬型  
ストックオプションに関する報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第7号議案 役員賞与支給の件

## 4.招集にあたっての決定事項

3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://www.h2o-retailing.co.jp/soukai/>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに記載の事項になります。
- ◎株主総会前日までに株主総会参考書類並びに事業報告及び連結計算書類、計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.h2o-retailing.co.jp/soukai/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



### ▶ 株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。



### ▶ 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

#### 行使期限

平成28年  
6月21日(火曜日)  
午後6時到着分まで



### ▶ インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 行使期限

平成28年  
6月21日(火曜日)  
午後6時まで

## ●インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### (1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)※から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、平成28年6月21日(火曜日)の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## (2) 議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担となります。

## ●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## ●議決権電子行使プラットフォームのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、事前の利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

◎当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

◎当日代理人によりご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきますので、ご了承ください。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 議案及び参考事項

### 第1号議案から第6号議案までに共通するご参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたいと考えております。本総会に付議いたします第1号議案から第6号議案は、いずれも当該移行に関連するもので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴及び当社が監査等委員会設置会社への移行を選択するに至った理由について、ご説明申しあげます。

### ■監査等委員会設置会社の特徴

監査等委員会設置会社は、以下のように、従来の監査役会設置会社と異なる設計が採用されており、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役により構成される監査等委員会が置かれることで、監督機能の向上が期待されることに加え、一定の条件を満たすことにより、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができ、より迅速な意思決定及び機動的な業務執行が可能となります。

- ・3人以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置される（監査役や監査役会は設置されない）。
- ・監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く）に参与する。
- ・監査等委員会は、他の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べることができる権限を有する。
- ・取締役の過半数が社外取締役である場合または定款の定めがある場合に、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

### ■移行の理由

当社は従来より、経営の監督及び意思決定と業務執行の分離を目的として執行役員制度を導入しており、平成27年には、経営の健全性と透明性の向上を目的に、独立役員である社外取締役の複数名選任や、過半数の委員を社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会の設置を行うなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。

今般、当社は、中長期的な企業価値の向上を実現していくため、更なる経営の監督機能の強化、迅速な意思決定と機動的な業務執行を目指し、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

監査等委員会設置会社への移行後、当社の取締役会は、第2号議案及び第3号議案をご承認いただきますと、取締役12名（うち、監査等委員である取締役は4名）で構成され、そのうち社外取締役は4名（うち、監査等委員である取締役は3名）となりますので、取締役会における社外取締役の比率は3分の1となります。

なお、移行にあたり、指名・報酬諮問委員会の設置を継続するとともに、常勤の監査等委員を設置する予定です。

## 《ご参考》

取締役の候補者の選定にあたっては、選定基準として「取締役の多様性のバランスの考え方」並びに「社外取締役の独立性に関する基準」を、以下のとおり定めております。

### 「取締役の多様性のバランスの考え方について」

当社グループ内出身の者は、グループ経営戦略、財務、コンプライアンスの立案・推進において適切な能力、経験、知見を有する者ならびに主要子会社の代表者から選任し、社外から招聘する者は、業種にとらわれない企業経営の経験者、弁護士、当社グループの事業に有益な専門的知識を有する者等から複数を選任し、バランスと多様性を保ちながら、迅速な意思決定ができるよう適切な規模で構成する。なお、監査等委員である取締役については、少なくとも1名は経理・財務の豊富な経験と知見を有する者を選任する。

### 「社外取締役の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると判断されるためには、当該社外取締役が以下のいずれの基準にも該当しないことを条件とする。

1. 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（注1）、またはその業務執行取締役、執行役その他これらに準じる者または支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という。）である者
2. 当社グループの主要な取引先である者（注2）、またはその業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に、一定額（注3）を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等の専門家
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属し、監査業務を実際に担当する者
5. 当社の主要株主（議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有を含む。）、またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
7. 当社グループの業務執行取締役、常勤の監査等委員である取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者

8. 阪急阪神東宝グループ（当社グループを含む。）の業務執行者
9. 当社グループから一定額（注4）を超える寄付を受けている者、または法人、組合等の団体の場合、その業務執行者
10. 上記1から9に関して過去5年間（ただし、上記8に関して当社グループの業務執行者については、過去10年間）において、該当していた者
11. その配偶者または二親等以内の親族が、上記1から10のいずれか（上記3および4を除き、重要な者（注5）に限る。）に該当する者
12. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループへの取引先の取引額が1億円または当該取引先の年間連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者をいう。

注2：「当社グループの主要な取引先である者」とは、①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループの取引先への取引額が当社の年間連結売上高の2%を超える者、および②当社グループが負債を負っている取引先であって、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。

注3：「一定額」とは、①当該専門家が個人として当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）について、年間1,000万円、②当該専門家が所属している法人、組合等の団体が当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額について、当該団体の年間総収入金額の2%をいう。

注4：「一定額」とは、直近事業年度において、年間1,000万円をいう。

注5：「重要な者」とは、取締役、執行役、執行役員および部長以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。



## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今般、当社は、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

### 2. 変更の内容

定款変更案及び現行定款は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文の記載省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関設置)	(機関設置)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会	(1)取締役会
(2)監査役	(2)監査等委員会
(3)監査役会	(削除)
(4)会計監査人	(3)会計監査人
第 5 条～第 18 条 (条文の記載省略)	第 5 条～第 18 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員 数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選 任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員 数) 第 19 条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>② 当社の<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役（以下「補欠監査等委員」という。）を選任することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役（補欠監査等委員を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>④ <u>取締役（補欠監査等委員を含む。）の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) 第 21 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会長・取締役社長等)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">② (条文の記載省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第 24 条 (条文の記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文の記載省略)</p>	<p>(取締役会長・取締役社長等)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長・取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">② (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 1 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)  第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)  第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 29 条 (条文の記載省略)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p><b>第5章 監査役および監査役会</b></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 30 条～第 37 条 (条文の記載省略)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>第5章 監査等委員会</b></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u>  第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<b>第6章 会計監査人</b>	<b>第6章 会計監査人</b>
第 38 条～第 39 条 (条文の記載省略)	第 34 条～第 35 条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 41 条 (条文の記載省略)	第 37 条 (現行どおり)
<b>第7章 計 算</b>	<b>第7章 計 算</b>
第 42 条～第 45 条 (条文の記載省略)	第 38 条～第 41 条 (現行どおり)
(新 設)	<b>附 則</b>
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</u>            平成28年6月開催の第97期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定による損害賠償責任の免除および会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による前の定款第37条第1項および同条第2項の定めるところによる。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、当社の「取締役の多様性のバランスの考え方」及び「社外取締役の独立性に関する基準」については、6頁から7頁をご覧ください。



再任

所有する当社の株式の数

12,200株

候補者  
番号

1

すずき あつし  
鈴木 篤

（昭和31年4月5日生）

### 略歴、地位及び担当

昭和55年4月 株式会社阪急百貨店入社  
平成12年10月 同 SC事業部統括部長  
平成15年4月 株式会社阪急ショッピングセンター開発（現株式会社阪急商業開発）  
代表取締役専務執行役員  
平成18年4月 株式会社阪急百貨店執行役員  
平成19年10月 株式会社阪急阪神百貨店執行役員  
平成25年4月 同 取締役常務執行役員  
平成26年3月 当社取締役  
平成26年4月 当社代表取締役社長（現任）

### 取締役候補者とした理由

鈴木 篤氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、現在、社長として当社のグループ経営戦略においてリーダーシップを発揮していることから、取締役候補者いたしました。



再任

所有する当社の株式の数

8,800株

候補者  
番号

2

あらき なおや  
**荒木 直也**

(昭和32年5月14日生)

略歴、地位及び担当

昭和56年 4 月 株式会社阪急百貨店入社  
平成15年 4 月 同 郊外店舗開発室長  
平成16年 4 月 同 執行役員  
平成20年10月 株式会社阪急阪神百貨店執行役員  
平成22年 6 月 同 取締役執行役員  
平成24年 3 月 同 代表取締役社長（現任）  
平成24年 6 月 当社代表取締役（現任）  
平成24年 6 月 当社百貨店事業担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

荒木直也氏は、当社グループの中核会社である㈱阪急阪神百貨店の代表取締役社長として在任中であることから、取締役候補者いたしました。



再任

所有する当社の株式の数

8,380株

候補者  
番号

3

しじょう はるや  
**四條 晴也**

(昭和33年8月15日生)

略歴、地位及び担当

昭和56年 3 月 イズミヤ株式会社入社  
平成17年 5 月 同 取締役  
平成20年 2 月 同 常務取締役執行役員  
平成21年 2 月 同 常務取締役常務執行役員  
平成23年 5 月 同 専務取締役専務執行役員  
平成26年 3 月 同 代表取締役社長（現任）  
平成26年 6 月 当社代表取締役（現任）  
平成26年 6 月 当社イズミヤ事業担当（現任）

重要な兼職の状況

イズミヤ株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

四條晴也氏は、当社グループの中核会社であるイズミヤ㈱の代表取締役社長として在任中であることから、取締役候補者いたしました。



再任

所有する当社の株式の数

7,600株

候補者  
番号

4

はやし かつひろ  
**林 克弘**

(昭和33年1月20日生)

#### 略歴、地位及び担当

昭和57年 4月 株式会社阪急百貨店入社  
 平成14年 4月 同 広報室長  
 平成16年 4月 同 販売促進部統括部長  
 平成17年 4月 同 コンプライアンス室長  
 平成19年 4月 同 総務室長  
 平成21年 6月 当社取締役執行役員  
 平成21年 6月 株式会社阪急阪神百貨店執行役員  
 平成24年 4月 同 取締役執行役員  
 平成26年 4月 当社取締役常務執行役員  
 平成26年 4月 株式会社阪急阪神百貨店取締役常務執行役員  
 平成27年 4月 当社代表取締役専務執行役員（現任）  
 平成27年 4月 当社総務人事室、広報室担当（現任）  
 平成27年 4月 株式会社阪急阪神百貨店代表取締役専務執行役員（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役専務執行役員

#### 取締役候補者とした理由

林 克弘氏は、経営管理部門等における業務実績と、コンプライアンスの立案・推進における適切な能力、知見を有していることから、取締役候補者いたしました。



再任

所有する当社の株式の数

49,955株

候補者  
番号

5

すぎおか しゅんいち  
**梶岡 俊一**

(昭和15年4月1日生)

#### 略歴、地位及び担当

昭和39年 4月 株式会社阪急百貨店入社  
 昭和60年 9月 同 マーチャンダイジング推進部部長  
 昭和63年 9月 同 営業統括部部長  
 平成 6年 6月 同 取締役  
 平成11年 6月 同 常務取締役  
 平成12年 6月 同 代表取締役社長  
 平成17年 4月 同 代表取締役会長  
 平成19年10月 当社代表取締役会長兼CEO  
 平成20年10月 株式会社阪急阪神百貨店代表取締役会長  
 平成27年 4月 当社取締役相談役（現任）  
 平成27年 4月 株式会社阪急阪神百貨店取締役相談役（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 取締役相談役 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役

#### 取締役候補者とした理由

梶岡俊一氏は、当社及び㈱阪急阪神百貨店の代表取締役社長及び会長としての豊富な経営経験と実績から、現在も当社のグループ経営戦略において広範な意見、提言を行っていることから、取締役候補者いたしました。





再任

候補者  
番号

6

やぎ まこと  
**八木 誠**

(昭和24年10月13日生)

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当

昭和47年 4月 関西電力株式会社入社  
平成17年 6月 同 取締役  
平成18年 6月 同 常務取締役  
平成21年 6月 同 取締役副社長  
平成22年 6月 同 取締役社長（現任）  
平成27年 6月 当社取締役（現任）

所有する当社の株式の数

300株

重要な兼職の状況

関西電力株式会社 代表取締役社長 日立造船株式会社 社外監査役  
電気事業連合会 会長

社外取締役候補者とした理由

八木 誠氏は、関西電力㈱の社長としての企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社社外取締役として取締役会等において積極的な意見・提言等をいただいております。当社は、引き続き同氏の経験等を当社グループの経営の監督に活かしていただくため、取締役（社外取締役）候補者といたしました。なお、当社は、「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしているため、同氏を独立役員として指定しております。



再任

候補者  
番号

7

すみ かずお  
**角 和夫**

(昭和24年4月19日生)

略歴、地位及び担当

昭和48年 4月 阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社  
平成12年 6月 同 取締役  
平成14年 6月 同 常務取締役  
平成15年 6月 同 代表取締役社長（現任）  
平成19年10月 当社取締役（現任）

所有する当社の株式の数

17,200株

重要な兼職の状況

阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役社長  
阪急電鉄株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

角 和夫氏は、阪急阪神ホールディングス㈱の社長としての豊富な経営経験を有し、現在も阪急阪神東宝グループの経営戦略の観点から様々な意見、提言等を行っていることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役（非業務執行）候補者といたしました。



再任

所有する当社の株式の数

5,100株

候補者  
番号

8

もり ただつぐ  
**森 忠嗣**

(昭和38年9月22日生)

#### 略歴、地位及び担当

昭和62年 4 月 株式会社阪急百貨店入社  
 平成16年 4 月 同 経営政策室長  
 平成18年 4 月 同 執行役員  
 平成18年 6 月 同 取締役執行役員  
 平成19年10月 同 取締役  
 平成19年10月 当社取締役執行役員  
 平成19年10月 当社経営企画室長、システム企画室担当（現任）  
 平成24年 3 月 当社取締役常務執行役員（現任）  
 平成25年 6 月 株式会社阪急阪神百貨店執行役員（現任）  
 平成26年 4 月 当社財務室担当（現任）、統合推進担当

#### 重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 執行役員 株式会社梅の花 社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

森 忠嗣氏は、経営企画部門等における業務実績と、グループ経営戦略における適切な能力、知見並びに当社の取締役としての経営経験を有していることから、取締役候補者となりました。

- 注1. 取締役候補者角 和夫氏は、阪急電鉄株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間で不動産賃貸借の取引を行っております。
2. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 当社の社外取締役に就任してからの在任期間  
八木 誠氏が社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は1年であります。
- (2) 責任限定契約の概要  
当社は、八木 誠氏との間で会社法第423条第1項に定める責任について、法令が定める額を限度とする契約を締結しており、本議案をご承認いただき同氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。
4. 当社は、株式会社阪神百貨店との経営統合に伴う持株会社体制への移行にあたり、平成19年10月1日をもって、商号を株式会社阪急百貨店からエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更するとともに、百貨店事業を新たに設立した「株式会社阪急百貨店」へ承継させる会社分割を行いました。  
また、「株式会社阪急百貨店」は、平成20年10月1日をもって、株式会社阪神百貨店を吸収合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しました。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ、本議案の決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、当社の「取締役の多様性のバランスの考え方」及び「社外取締役の独立性に関する基準」については、6頁から7頁をご覧ください。



新任

所有する当社の株式の数

14,400株

候補者  
番号

1

こにし としみつ  
小西 敏允

(昭和19年4月17日生)

#### 略歴、地位及び担当

昭和42年4月 株式会社阪急百貨店入社  
 昭和63年9月 同 経理部長  
 平成12年6月 株式会社阪急百貨店取締役  
 平成14年4月 阪急食品工業株式会社代表取締役社長  
 平成14年6月 株式会社阪急百貨店顧問  
 平成16年6月 同 常勤監査役  
 平成19年10月 当社常勤監査役（現任）  
 平成20年10月 株式会社阪急阪神百貨店監査役（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 監査役

#### 取締役候補者とした理由

小西敏允氏は、約30年にわたって当社の財務・経理業務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見と、当社常勤監査役としての豊富な経験を有していることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。



新任

所有する当社の株式の数

1,200株

候補者  
番号

2

ばん  
尚志

(昭和21年9月30日生)

社外取締役

独立役員

#### 略歴、地位及び担当

昭和44年 4月	三菱倉庫株式会社入社
平成12年 6月	同 取締役
平成13年 6月	同 常務取締役
平成15年 6月	同 代表取締役社長
平成20年 6月	同 代表取締役会長
平成22年 6月	同 取締役会長
平成25年 4月	同 取締役相談役
平成25年 6月	同 相談役 (現任)
平成27年 6月	当社取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

三菱倉庫株式会社 相談役

#### 社外取締役候補者とした理由

番 尚志氏は、三菱倉庫㈱の社長・会長経験者としての企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社社外取締役として取締役会等において積極的な意見・提言等をいただいております。当社は、引き続き同氏の経験等を当社の経営の監督及び監査に活かしていただくため、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者としていたしました。なお、当社は、前記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしているため、同氏を独立役員として指定しております。



新任

所有する当社の株式の数

0株

候補者  
番号

3

なかの  
健二郎

(昭和22年8月13日生)

社外取締役

独立役員

#### 略歴、地位及び担当

昭和46年 4月	株式会社住友銀行入行
平成10年 4月	同 取締役
平成14年 6月	株式会社三井住友銀行常務執行役員
平成16年 6月	同 常務取締役兼常務執行役員
平成17年 6月	同 専務取締役兼専務執行役員
平成18年 4月	同 代表取締役兼副頭取執行役員
平成20年 4月	同 代表取締役副会長
平成20年 6月	丸一鋼管株式会社社外監査役
平成22年 6月	京阪神不動産株式会社(現京阪神ビルディング株式会社) 代表取締役社長(現任)
平成25年 6月	丸一鋼管株式会社社外取締役(現任)
平成26年 6月	レンゴー株式会社社外取締役(現任)

#### 重要な兼職の状況

京阪神ビルディング株式会社 代表取締役社長 丸一鋼管株式会社 社外取締役  
レンゴー株式会社 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

中野健二郎氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験、実績、知見等を有していることから、当社の経営の監督及び監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者としていたしました。なお、同氏が過去に取締役役に就任していた㈱三井住友銀行は、現在当社の主要取引銀行ですが、同氏が同社の取締役を退任されてから5年間に上経過しており、その間も同社の顧問等にも就いておられないことから、前記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしておりますので、当社は東京証券取引所に対し、本議案をご承認いただけることを条件として、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。



新任

候補者  
番号

4

いしはら まゆみ  
**石原 真弓**

(昭和38年5月3日生)

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当

平成9年4月 大阪弁護士会弁護士登録  
 平成9年4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所  
 平成22年6月 新田ゼラチン株式会社社外取締役（現任）  
 平成25年6月 森下仁丹株式会社社外監査役（現任）  
 平成28年2月 モリト株式会社社外取締役（現任）  
 平成28年4月 オーエス株式会社社外取締役（現任）

所有する当社の株式の数

0株

重要な兼職の状況

新田ゼラチン株式会社	社外取締役	森下仁丹株式会社	社外監査役
モリト株式会社	社外取締役	オーエス株式会社	社外取締役

社外取締役候補者とした理由

石原真弓氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に携わられた経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識、経験等を有していることから、当社の経営の監督及び監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である取締役（社外取締役）候補者といたしました。なお、同氏は前記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしておりますので、当社は東京証券取引所に対し、本議案をご承認いただけることを条件として、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

- 注1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 当社の社外取締役に就任してからの在任期間  
 番 尚志氏が社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は1年であります。
  - (2) 責任限定契約の概要  
 当社は、番 尚志氏との間で会社法第423条第1項に定める責任について、法令が定める額を限度とする契約を締結しており、本議案をご承認いただき同氏が選任された場合には、当該契約は継続となります。  
 また、当社は、中野健二郎、石原真弓の両氏について、本議案をご承認いただき両氏が選任された場合には、両氏との間で会社法第423条第1項に定める責任について、法令が定める額を限度とする契約を締結する予定であります。
3. 当社は、株式会社阪神百貨店との経営統合に伴う持株会社体制への移行にあたり、平成19年10月1日をもって、商号を株式会社阪急百貨店からエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更するとともに、百貨店事業を新たに設立した「株式会社阪急百貨店」へ承継させる会社分割を行いました。  
 また、「株式会社阪急百貨店」は、平成20年10月1日をもって、株式会社阪神百貨店を吸収合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しました。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬は、昭和63年6月29日開催の第69期定時株主総会において、月額2,600万円以内と決議いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額を廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を月額から年額に改め、年額3億円以内（うち社外取締役分は5,000万円以内）とさせていただきますと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額設定の件

当社の取締役の株式報酬型ストックオプションに関する報酬は、平成20年6月24日開催の第89期定時株主総会において、第4号議案に記載しております月額報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額を年額1億2,000万円以内と決議いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の報酬額を廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額を、第4号議案の報酬額とは別枠で、年額1億2,000万円以内とさせていただきますと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役を除く取締役は7名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

なお、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、平成20年6月24日開催の第89期定時株主総会において承認された内容と同一であり、その詳細は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の総数  
各事業年度内に発行する新株予約権の総数は、80個を上限とします。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は500株とします。  
ただし、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うものとします。  
各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は40,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記（1）の新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会にて定めるものとします。
- (5) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、上記（4）の期間内において、原則として当社の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件につきましては、当社取締役会にて定めるものとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (7) その他の新株予約権の内容等  
新株予約権に関するその他の内容につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額9,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

## 第7号議案 役員賞与支給の件

当期の業績、従来の役員賞与金、その他諸般の事情を総合的に勘案し、当期末時の取締役のうち7名（鈴木 篤、荒木直也、林 克弘、梶岡俊一、千野和利、内山啓治、森 忠嗣の各氏）に対し総額4,850万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上



# 事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 当期の連結業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	915,690	108.4
営業利益	23,825	111.5
経常利益	23,060	108.7
親会社株主に帰属する 当期純利益	14,053	121.3

当期における当社グループの連結業績は、百貨店事業、スーパーマーケット事業、イズミヤ事業といった主力事業が好調に推移したことで、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに過去最高となりました。

当社グループは、当期より長期事業計画「GP10計画-Ⅱ」をスタートさせ、その中で、中期計画「GP10計画-Ⅱフェーズ1」を策定し、グループにおける経営の効率化や、関西における「生活総合産業」の構築に向け、様々な取り組みを行っております。

百貨店事業では、都市部の店舗において、大規模な改装を進め独自の品揃えを強化するとともに、広域への情報発信を行ったことも奏功し、外商顧客を中心とした国内富裕層に加えて、インバウンドの消費を取り込んだことにより、好調に推移いたしました。建て替

え工事中の阪神梅田本店は売場面積が約4割縮小するも、月ごとの全館テーマに沿った施策と人気催事が奏功し、想定を上回る売上で推移いたしました。一方、スーパーマーケット事業やイズミヤ事業においては、新規出店や既存店の改装による売上規模の拡大に加えて、スケールメリットを活かし、製造や調達、物流などの共通化によりコスト削減を行うなど、収益力の強化を図りました。

それらの結果、当社グループの連結売上高は、915,690百万円、前期比108.4%、営業利益は、23,825百万円、前期比111.5%、経常利益は、23,060百万円、前期比108.7%となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益を計上するなど9,251百万円の特別利益を計上いたしました。また、店舗等閉鎖損失や固定資産の減損損失など7,937百万円の特別損失を計上した結果、14,053百万円、前期比121.3%となりました。

各セグメントの概況は以下のとおりです。

## 百貨店事業

### 百貨店事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	431,178	102.4
営業利益	16,625	105.7

株式会社阪急阪神百貨店では、阪急うめだ本店が、9階の「祝祭広場」を中心に各階イベントスペースでの生活情報発信の強化や、WEB・SNSを活用した広域へのアプローチにより商圏拡大を推し進めています。ブランドオープンから4年目を迎え、更なる競争力強化のために、昨年9月には阪急メンズ大阪、11月にはハンドバッグ売場、3月には3階・4階の婦人服・婦人靴売場の大規模リニューアルを行い、いずれも順調な滑り出しとなりました。その結果、阪急メンズ大阪を含めた阪急うめだ本店の売上高は218,358百



リニューアルした阪急うめだ本店3階婦人服売場

万円、前期比で110.4%となりました。

阪神梅田本店では、昨年2月に建て替え工事が本格的にスタートし、売場面積が約4割縮小しましたが、全館統一での特色あるプロモーションの強化や、顧客施策を強化した結果、売上高は58,919百万円、前期比82.3%と、売場面積減少の影響を最小限に止めました。

一方、支店におきましては、都市型店舗である博多阪急と阪急メンズ東京が前期に引き続き順調に売上高を伸ばしました。また、郊外型店舗では、昨年3月に千里阪急と川西阪急が、店舗毎のマーケットに合わせたリニューアルを行った効果もあり、堅調に推移しています。



建て替え工事中の阪神梅田本店

## スーパーマーケット事業

### スーパーマーケット事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	118,326	108.9
営業利益	2,282	95.2

食品スーパーの「阪急オアシス」を運営する株式会社阪食では、「みんなで創るあなたの市場」をスローガンに掲げ、当期も11月に箕面船場店(大阪府)、12月に甲陽園店(兵庫県)など計5店舗を新規出店し、既存店舗を9店舗改装いたしました。これにより、「専門性」や「ライブ感」「情報発信性」を充実させた、成長戦略の柱と位置づける「高質食品専門館」(平成28年3月末現在で全81店舗中58店舗)を拡大展開することで営業力強化を図り、売上高を伸ばしました。



阪急オアシス甲陽園店

また、食品製造子会社では、100円パン事業を展開する株式会社阪急ベーカリーが高槻市に新工場を拡大移設し、惣菜事業を展開する株式会社阪急デリカが第2工場を増設するなど、今後のグループ食品事業の、「製造」「卸売」「小売」の垂直統合を強め、さらなる事業規模の拡大を見据えたインフラ基盤の整備を行いました。



阪急ベーカリー高槻工場

## イズミヤ事業

### イズミヤ事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	318,575	117.7
営業利益	4,741	150.8

イズミヤ株式会社では、食品事業をコアとした個店強化と利益の最大化を追求し、各施策に取り組んでまいりました。株式会社阪食との共同調達や、惣菜製造工場の共用による製造コスト削減を進めたほか、5月に法円坂店(大阪府)、10月には千本中立売店(京都府)、11月には西日本最大級の大型商業施設「ららぽーとEXPOCITY」内に、ららぽーとEXPOCITY店(大阪府)を出店いたしました。

一方で、営業赤字が続いていた小山店(栃

木県)を8月に、西岸和田店(大阪府)を12月に閉店いたしました。

既存店舗におきましては、6月に新大宮店(奈良県)の全面改装を行い、新たな食品プロトタイプ店舗を構築いたしました。さらに、店舗の運営体制を本部主導体制から店舗主導体制に移行し、地域特性や顧客ニーズに対応した販売・販促施策を行うことで顧客満足度を高め、集客力の高い店舗体制の確立を目指しております。

なお、イズミヤ事業の当期業績の比較となる前期業績は、経営統合後の平成26年6月1日から平成27年3月31日の業績となります。



イズミヤららぽーとEXPOCITY店



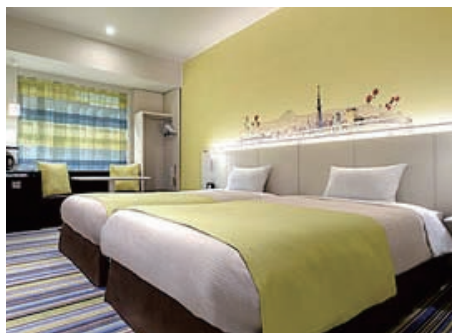
イズミヤららぽーとEXPOCITY店 店内

## その他事業

### その他事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	47,609	107.2
営業利益	3,317	140.9

株式会社家族亭では、顧客特性に合わせたメニューを開発するなど、営業力の強化を図り、増収増益となりました。また、株式会社大井開発では、「阪急大井町ガーデンズ」がホテル部門、商業施設部門ともに好調に推移し、特にホテル部門におきましては、アワーズイン阪急シングル館及びツイン館の2館を合わせた客室稼働率が96.6%と、年間を通じて高い水準で推移いたしました。一方、パン専門店を展開する株式会社阪急B&Cプランニングでは、当期は10店舗を新たに开店し、平成28年3月末現在において42店舗となり、着実に売上を伸ばしました。



アワーズイン阪急ツイン館の客室

## 事業別セグメントの業績及び連結業績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益
百貨店事業	431,178	16,625
スーパーマーケット事業	118,326	2,282
イズミヤ事業	318,575	4,741
その他事業	47,609	3,317
消去又は全社	-	△3,142
<b>連結</b>	<b>915,690</b>	<b>23,825</b>



家族亭が展開する「三宝庵」の人気メニュー  
「味わい三宝そば御膳」

## (2) 設備投資の状況

当期に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は20,110百万円で、その主なものは、百貨店事業における阪急うめだ本店改装工事、スーパーマーケット事業における既存店売場改装・新規出店工事、イズミヤ事業における既存店売場改装・新規出店工事などであります。

## (3) 資金調達の状況

当期中に特記すべき資金調達は行っておりません。

## (4) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式会社高島屋との業務提携を継続するとともに、双方の発行済株式総数の5%相当の株式を相互保有する資本提携に関する合意書を平成27年3月23日付で同社と締結し、平成27年4月8日に、当社保有の同社株式のうち同社の発行済株式総数の5%相当を超える部分である15,310,000株のうち5,000,000株について、同社が実施した自己株式の公開買付に応募し、その他については売却いたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、今後の長期的な人口の減少や、業種・業態を超えた競合環境の激化に対応すべく、グループ全体の新たなステージに向け策定した中長期事業戦略のもとに「生活総合産業」の構築を目指してまいります。

その第一歩として、スーパーマーケット事業とイズミヤ事業を再編し、新たに設立した中間持株会社の下、重複した機能・施設等の見直し及び統合を行い、商品・業務フローの改革を進め、強力な食品事業をつくってまいります。

同時に、当社グループが展開する約200店舗の店舗網を再整備し、グループのカードポイントの共通化を進め、関西ドミナントエリアにお住まいの約2,000万人の生活者のあらゆるシーンで接触頻度を高める新たなビジネスモデルを構築してまいります。

さらに今後は、中国への出店を足がかりにアジア諸国にも目を向け、さらなる成長を図りたいと考えております。

当社グループは、ステークホルダーのニーズにお応えすることで、厳しい環境下でも、持続的に成長し得る企業集団を目指してまいります。

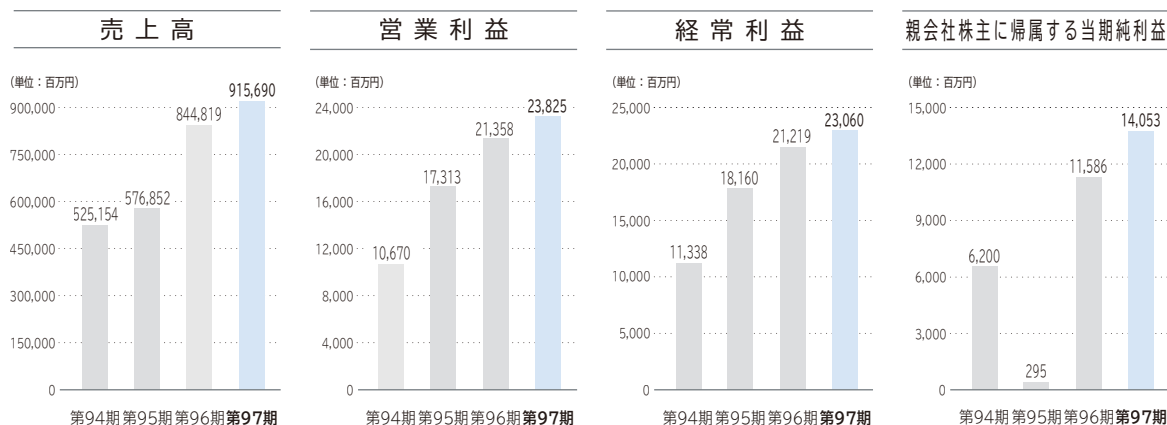
株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## (6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第94期 (平成24年4月 ～平成25年3月)	第95期 (平成25年4月 ～平成26年3月)	第96期 (平成26年4月 ～平成27年3月)	第97期(当期) (平成27年4月 ～平成28年3月)
売 上 高 (百万円)	525,154	576,852	844,819	915,690
営 業 利 益 (百万円)	10,670	17,313	21,358	23,825
経 常 利 益 (百万円)	11,338	18,160	21,219	23,060
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,200	295	11,586	14,053
1株当たり当期純利益 (円)	63.87	3.05	98.06	113.93
総 資 産 (百万円)	359,323	377,716	631,877	597,041
純 資 産 (百万円)	186,422	182,277	251,659	252,587

注1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

- 第95期は、阪神梅田本店の建て替え工事に伴う店舗建替関連損失等の発生により、特別損失を計上いたしました。
- 平成26年9月1日付で株式併合(2株を1株に併合)を実施いたしました。なお、第94期並びに第95期の1株当たり当期純利益につきましては、当該株式併合が行われたとみなし算出しております。



## (7) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社阪急阪神百貨店	200	100.0	百貨店
株式会社 阪 食	100	100.0	スーパーマーケット
イズミヤ株式会社	100	100.0	総合スーパー
株式会社大井開発	100	100.0	ホテル
株式会社阪急商業開発	50	100.0	不動産賃貸
株式会社家族亭	10	100.0	飲食業

注。当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

## (8) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業別セグメント	事業内容
百貨店事業	百貨店
スーパーマーケット事業	スーパーマーケット、食料品の製造・加工
イズミヤ事業	総合スーパー、スーパーマーケット、食料品の製造・加工・販売、建設設備・駐車場の保守管理
その他事業	ショッピングセンターの開発・運営・管理、不動産の賃貸・管理、ホテルの経営、店舗工事の請負等、会員制個別宅配、飲食店の経営、人材派遣、情報処理サービス、クレジットカードの発行等



## (9) 主要な事業所及び店舗等 (平成28年3月31日現在)

### ① 当社の事業所

本社(大阪市北区)

### ② 子会社の主要な店舗等

会社名	主要な店舗等
株式会社阪急阪神百貨店	阪急百貨店 11店舗 阪急本店(大阪市北区) その他支店10店舗(大阪府、兵庫県、福岡県、東京都、神奈川県)
	阪神百貨店 4店舗 阪神梅田本店(大阪市北区) その他支店 3店舗(兵庫県)
株式会社 阪 食	阪急オアシス 81店舗(大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県)
イズミヤ株式会社	イズミヤ、デイリーカーナート 93店舗(大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県他)
株式会社大井開発	阪急大井町ガーデン・アワーズイン阪急(東京都)
株式会社阪急商業開発	モザイクボックス(兵庫県) モザイクモール港北(神奈川県)
株式会社家族亭	大阪府 28店舗他 全89店舗(直営店)

## (10) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

事業別セグメント	従業員数(名)	前期末比増減(名)
百貨店事業	2,917 ( 1,877)	△97 ( 21)
スーパーマーケット事業	1,158 ( 4,867)	143 ( △25)
イズミヤ事業	3,153 ( 9,593)	△213 ( △205)
その他事業	1,228 ( 2,783)	33 ( △156)
合計	<b>8,456 (19,120)</b>	<b>△134 ( △365)</b>

注1. 上記従業員数は就業人員数を記載しております。

2. 上記従業員数の( )内は、臨時雇用者数の年間平均人員数を示しております。

## (11) 主要な借入先及び借入額 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	20,035
株式会社三井住友銀行	19,883
株式会社りそな銀行	14,030
三菱UFJ信託銀行株式会社	12,500
農林中央金庫	10,364
三井住友信託銀行株式会社	9,340
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,131

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、平成28年3月24日開催の取締役会におきまして、平成28年6月開催予定の第97期定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へと移行する方針を決議いたしました。
- ② 当社グループでは、株式会社阪食を核とするスーパーマーケット事業とイズミヤ株式会社を核とするイズミヤ事業を新たに「食品事業」と位置づけ、一体的に経営していく体制を整備するため、株式会社阪食から株式移転により、平成28年4月1日付で食品事業の中間持株会社である株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ(以下、食品事業持株会社といいます)を新設しました。また、イズミヤ株式会社を会社分割により小売事業と不動産事業を担う会社に分社し、新設する小売事業会社を食品事業持株会社の傘下に再編することを決定しております。  
なお、現・イズミヤ株式会社は不動産事業を担い、当社グループ内の資産を全社的な見地で有効活用し、効率化を図ってまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

150,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

125,201,396株(うち自己株式 1,819,577株)

### (3) 株主数

25,606名

### (4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
阪神電気鉄道株式会社	14,749	11.95
阪急阪神ホールディングス株式会社	10,336	8.38
株式会社高島屋	6,259	5.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,761	3.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,636	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,604	2.92
イズミヤ共和会	2,505	2.03
PICTET AND CIE(EUROPE)S. A.	2,170	1.76
H <sub>2</sub> Oリテイリンググループ従業員持株会	1,647	1.34
JP MORGAN CHASE BANK 380684	1,522	1.23

注1. 当社は、自己株式1,819,577株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://www.h2o-retailing.co.jp/soukai/>)に掲載しております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木 篤	代表取締役社長 事業創造本部担当	
荒木 直也	代表取締役 百貨店事業担当	株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役社長
四條 晴也	代表取締役 イズミヤ事業担当	イズミヤ株式会社 代表取締役社長
林 克弘	代表取締役 専務執行役員、 総務人事室・広報室担当	株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役専務執行役員
梶岡 俊一	取締役相談役	株式会社阪急阪神百貨店 取締役相談役 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役
番 尚志	取締役	三菱倉庫株式会社 相談役
八木 誠	取締役	関西電力株式会社 代表取締役社長 日立造船株式会社 社外監査役 電気事業連合会 会長
角 和夫	取締役	阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役社長 阪急電鉄株式会社 代表取締役会長
千野 和利	取締役 スーパーマーケット事業担当	株式会社阪食 代表取締役会長
内山 啓治	取締役	株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役専務執行役員
和田 裕	取締役	イズミヤ株式会社 取締役常務執行役員
森 忠嗣	取締役 常務執行役員、経営企画室長、 財務室・システム企画室担当	株式会社阪急阪神百貨店 執行役員 株式会社梅の花 社外取締役
小西 敏允	常勤監査役	株式会社阪急阪神百貨店 監査役
高井 英幸	監査役	東宝株式会社 相談役
高村 順久	監査役	弁護士
室町 正志	監査役	株式会社東芝 取締役 代表執行役社長

- 注1. 取締役番 尚志、八木 誠の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高井英幸、高村順久、室町正志の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は東京証券取引所に対し、番 尚志、八木 誠、高村順久、室町正志の各氏を独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役小西敏允氏は、約30年にわたって当社の財務・経理業務に携わり、経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当期中の役員の異動
- 1) 就任
- ・平成27年4月1日付で、取締役林 克弘氏を代表取締役に選定いたしました。
- 2) 退任
- ・第96期定時株主総会(平成27年6月24日開催)の終結の時をもって、取締役藤 洋作氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、取締役番 尚志、八木 誠並びに監査役高井英幸、高村順久、室町正志の各氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める限度額であります。

<ご参考> 平成28年4月1日現在の役員の状況

氏 名	地位及び担当
鈴木 篤	代表取締役社長 事業創造本部担当
荒木 直也	代表取締役
四條 晴也	代表取締役
林 克弘	代表取締役 専務執行役員、総務人事室・広報室担当
梶岡 俊一	取締役相談役
番 尚志	取締役
八木 誠	取締役
角 和夫	取締役
千野 和利	取締役
内山 啓治	取締役
和田 裕	取締役
森 忠嗣	取締役 常務執行役員、 経営企画室長、アセットマネジメント企画室・ 財務室・システム企画室担当
黒松 弘育	執行役員 事業戦略室長、アセットマネジメント企画室長
宇野 賢次	執行役員 事業戦略室 事業戦略担当
小西 敏允	常勤監査役
高井 英幸	監査役
高村 順久	監査役
室町 正志	監査役

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬制度の概要

役員の報酬につきましては、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。この方針に基づき、役員報酬は、役位に対して支給される業績に直接連動しない月例の基本報酬と、単年度の業績等を反映した年次賞与、株価に連動する株式報酬型ストックオプションから構成しております。ただし、社外取締役の報酬については、その求められる役割に鑑み、月例の基本報酬のみとしております。

また、監査役の報酬については、その役割に鑑み社外取締役と同様に月例の基本報酬のみで構成し、取締役の報酬額も勘案し、監査役の協議によって決定しております。

各報酬は次のとおりとし、常勤取締役の報酬の構成は、基本報酬約50%、業績及び株価連動報酬約50%を目安として設定しております。

#### <基本報酬>

それぞれの職責、役位に応じた報酬とし、毎年4月に評価のうえ改定します。

#### <賞与>

1 事業年度の連結業績に応じた報酬とし、主に営業利益の達成度合いと連動し、当期純利益等を勘案し、役位、評価に応じて決定いたします。なお、毎年、株主総会において承認を得るものといたします。

#### <株式報酬型ストックオプション>

行使条件を役員退任後5年以内とする新株予約権を、役位に応じて毎年付与しております。

なお、株主総会決議に基づく報酬額限度額は、次のとおりであります。

- 1) 第69期定時株主総会(昭和63年6月29日開催)において、全取締役は月額2,600万円以内、全監査役は月額400万円以内と決議いただいております。
- 2) 賞与は、株主総会において毎回決議しております。
- 3) 第89期定時株主総会(平成20年6月24日開催)において、上記1)の月額報酬額とは別枠で、取締役(社外取締役除く)に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額を年額1億2,000万円以内と決議いただいております。

## ② 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	賞与
取締役 (うち社外取締役)	11名 (3名)	246百万円 (14百万円)	144百万円 (14百万円)	53百万円 (-)	48百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	46百万円 (23百万円)	46百万円 (23百万円)	-	-
合 計	15名 (6名)	293百万円 (37百万円)	191百万円 (37百万円)	53百万円 (-)	48百万円 (-)

- 注 1. 上記報酬等の額のうち賞与については、第97期定時株主総会において決議予定分を記載しております。  
 2. 上記には、平成27年6月24日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は、(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりです。また、当社との関係は次のとおりです。

- 1) 東宝株式会社は、当社及び阪急阪神ホールディングス株式会社とともに阪急阪神東宝グループの中核企業であります。なお、当社は、東宝株式会社の発行済株式総数の7.2%を保有しております。
- 2) 上記以外の兼職先と当社との間には、開示すべき特別な関係はございません。

#### ② 特定関係事業者との関係

記載すべき事項はございません。

#### ③ 社外役員の当期における主な活動状況等

区分	氏名	当期における主な活動状況
取締役	番 尚 志	平成27年6月24日就任以降に開催された取締役会5回(書面決議を除く)の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
取締役	八 木 誠	平成27年6月24日就任以降に開催された取締役会5回(書面決議を除く)の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
監査役	高 井 英 幸	当期開催の取締役会6回(書面決議を除く)及び監査役会8回の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
監査役	高 村 順 久	当期開催の取締役会6回(書面決議を除く)及び監査役会8回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的立場から、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
監査役	室 町 正 志	当期開催の取締役会6回(書面決議を除く)及び監査役会8回の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	205百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに同業他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続き、報酬見積もりの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の継続監査年数や報酬額等を勘案し、監査の品質及び効率が低下するおそれがあり、かつ、改善の見込みがない場合や、会計監査人の評価を踏まえ監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額であります。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容

##### 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

###### 【コンプライアンス】

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H<sub>2</sub>Oリテイリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役及び社外監査役を選任いたします。

コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「グループコンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社及び当社グループ各社におけるコンプライアンス推進の責任者として各社の社長(当社・株式会社阪急阪神百貨店・イズミヤ株式会社・株式会社阪食は総務担当役員)をコンプライアンス担当に任命し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

また、内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為または不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

###### 【財務報告の信頼性を確保するための体制の整備】

当社及び当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたします。

###### 【反社会的勢力の排除に向けた体制の整備】

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H<sub>2</sub>Oリテイリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備いたします。

##### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

### 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### 【リスク管理体制】

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「グループコンプライアンス委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びに当社グループ各社が事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、当社グループのリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備いたします。

### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の管理監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社及び当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社及び当社グループ各社の経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置いたします。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正いたします。

また、職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にいたします。

### 5) 当社グループ各社の当社への報告に関する体制、その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めるものとし、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議いたします。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象といたします。

### 6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請に基づき、監査役の職務を補助する専任の監査役スタッフを任命いたします。また、監査役スタッフは、取締役の指揮命令に服さないものといたします。

- 7) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役と代表取締役、監査役と各スタッフとの会合、グループ監査役会の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査役の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行います。

当社グループの役員及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当該会社の監査役に報告し、報告を受けた監査役は直ちに当社監査役に報告いたします。

当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する当社監査役への報告を定期的に行います。

また、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

- 8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の要請に基づき、専任の監査役スタッフを当社グループ各社の監査役として任命いたします。

監査役会が、独自の外部専門家(弁護士、公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担いたします。また、当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

## ② 当期における運用状況の概要

- 1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「H<sub>2</sub>Oリテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」を定めるとともに、当社グループ各社が遵守すべき基本事項をまとめたグループ運営ルールを整備し、周知徹底を図っております。  
当期は、「内部統制システムの整備」について、会社法上取締役会での決議を義務付けられていない当社グループ各社においても取締役会決議を行い、当社グループ各社におけるコンプライアンス及びリスク管理に対する意識向上を図り、当社グループ全体の内部統制の強化に努めました。
- 2) コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、公正取引、品質管理、情報セキュリティに関する各種グループ委員会において、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。  
また、今期は、当社グループ各社の役員を対象に、取締役・監査役・執行役員としての基本知識の向上を図るための弁護士によるセミナーや、マイナンバー制度の導入に伴う対応について周知を図るための説明会を開催いたしました。  
さらに、当社グループ各社において、自社に存在するリスクについて、当期中に最優先課題の抽出から、その解消・低減に向けた対策までを行う取組みを実施、また、新たにグループイントラネットを開設し、当社グループ全体における情報連携の強化を図る取組みを行いました。  
内部通報制度「コンプライアンスホットライン」につきましては、当社及び中核会社において通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、その状況について社長及び監査役へ定期的に報告しております。  
財務報告の信頼性を確保するための取組みとしては、期初に当期の評価範囲の見直しを行い、事業規模の拡大に伴い株式会社阪急ベーカリーを評価範囲に加えるとともに、2014年に経営統合したイズミヤ株式会社における統制の強化を行うなど、当社グループ全体の統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。  
反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。
- 3) 監査を支える体制においては、引き続き、監査役の職務を補助する専任のスタッフ7名を監査役の要請に基づき配置するとともに、当該スタッフを当社グループ各社の監査役として選任しております。  
また、監査役と代表取締役の会合及び経理、総務、内部監査等のスタッフとの会合を定期的に実施するとともに、常勤監査役がグループ経営会議などの重要な会議に出席しております。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業年度ごとの業績をベースにして、中長期にわたる適正な財務体質の構築と成長投資に必要なキャッシュフローを勘案しながら安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

具体的には、連結当期利益、連結純資産、連結キャッシュフローの中長期の計画から総合的に判断して最適な成果配分を行ってまいります。

なお、当期の1株当たり年間配当額につきましては、35円といたします。

---

注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>597,041</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>344,454</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>145,570</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>157,225</b>
現金及び預金	48,521	支払手形及び買掛金	62,235
受取手形及び売掛金	46,785	1年内償還予定の社債	2,100
商品及び製品	33,959	1年内返済予定の長期借入金	10,077
仕 掛 品	186	リ ー ス 債 務	963
原材料及び貯蔵品	1,361	未 払 金	13,671
繰延税金資産	4,910	未 払 法 人 税 等	5,807
短期貸付金	1,625	繰 延 税 金 負 債	0
未 収 入 金	4,710	商 品 債 券	21,785
そ の 他	4,323	賞 与 引 当 金	5,048
貸倒引当金	△ 814	役 員 賞 与 引 当 金	148
<b>固 定 資 産</b>	<b>451,471</b>	ポ イ ン ト 引 当 金	2,097
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>253,461</b>	店 舗 等 閉 鎖 損 失 引 当 金	295
建物及び構築物	113,755	資 産 除 去 債 務	383
車輛及び器具備品	14,529	そ の 他	32,610
土 地	124,341	<b>固 定 負 債</b>	<b>187,228</b>
建設仮勘定	834	社 債	16,600
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>17,730</b>	長 期 借 入 金	100,879
の れ ん	5,997	リ ー ス 債 務	7,535
そ の 他	11,733	繰 延 税 金 負 債	20,622
<b>投資その他の資産</b>	<b>180,279</b>	再評価に係る繰延税金負債	265
投資有価証券	97,513	退職給付に係る負債	20,463
長期貸付金	3,993	役員退職慰労引当金	205
差入保証金	71,191	商品券等回収引当金	3,183
繰延税金資産	8,945	長 期 未 払 金	268
そ の 他	1,868	長 期 預 り 保 証 金	12,103
貸倒引当金	△ 3,232	資 産 除 去 債 務	2,576
<b>合 計</b>	<b>597,041</b>	そ の 他	2,524
		<b>(純資産の部)</b>	<b>252,587</b>
		<b>株 主 資 本</b>	<b>223,013</b>
		資 本 本 金	17,796
		資 本 剰 余 金	92,783
		利 益 剰 余 金	115,820
		自 己 株 式	△ 3,387
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>28,541</b>
		その他有価証券評価差額金	30,333
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	185
		土 地 再 評 価 差 額 金	125
		為 替 換 算 調 整 勘 定	182
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,285
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>1,028</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>3</b>
<b>合 計</b>	<b>597,041</b>	<b>合 計</b>	<b>597,041</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		915,690
売 上 原 価		649,326
売 上 総 利 益		266,363
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		242,538
営 業 利 益		23,825
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	102	
受 取 配 当 金	1,177	
そ の 他	1,888	3,169
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,244	
そ の 他	2,689	3,933
経 常 利 益		23,060
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,508	
店 舗 等 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	629	
固 定 資 産 売 却 益	113	9,251
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,836	
店 舗 等 閉 鎖 損 失	2,855	
固 定 資 産 除 却 損	1,153	
進 路 設 計 支 援 費 用	92	7,937
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		24,374
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		9,140
法 人 税 等 調 整 額		1,180
当 期 純 利 益		14,053
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		14,053



# 連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
<b>当期首残高</b>	<b>17,796</b>	<b>93,100</b>	<b>105,715</b>	<b>△ 3,478</b>	<b>213,134</b>
会計方針の変更による累積的影響額	—	△ 269	△ 248	—	△ 517
会計方針の変更を反映した当期首残高	<b>17,796</b>	<b>92,831</b>	<b>105,467</b>	<b>△ 3,478</b>	<b>212,616</b>
<b>当期変動額</b>					
剰余金の配当	—	—	△ 3,700	—	△ 3,700
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	14,053	—	14,053
自己株式の取得・処分	—	△ 43	—	91	48
連結の範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に伴う資本剰余金の減少高	—	△ 4	—	—	△ 4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△ 47	10,352	91	10,397
<b>当期末残高</b>	<b>17,796</b>	<b>92,783</b>	<b>115,820</b>	<b>△ 3,387</b>	<b>223,013</b>

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配主分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
<b>当期首残高</b>	<b>39,783</b>	<b>649</b>	<b>109</b>	<b>0</b>	<b>△ 2,914</b>	<b>37,627</b>	<b>892</b>	<b>3</b>	<b>251,659</b>
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 517
会計方針の変更を反映した当期首残高	<b>39,783</b>	<b>649</b>	<b>109</b>	<b>0</b>	<b>△ 2,914</b>	<b>37,627</b>	<b>892</b>	<b>3</b>	<b>251,141</b>
<b>当期変動額</b>									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 3,700
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	14,053
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	—	—	—	—	48
連結の範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に伴う資本剰余金の減少高	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 9,449	△ 464	15	181	629	△ 9,086	136	0	△ 8,950
当期変動額合計	△ 9,449	△ 464	15	181	629	△ 9,086	136	0	1,446
<b>当期末残高</b>	<b>30,333</b>	<b>185</b>	<b>125</b>	<b>182</b>	<b>△ 2,285</b>	<b>28,541</b>	<b>1,028</b>	<b>3</b>	<b>252,587</b>

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>362,945</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>139,031</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>86,234</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>68,328</b>
現金及び預金	33,682	未払費用	1,041
営業未収金	1,264	未払法人税等	83
前払費用	28	預り金	1,032
繰延税金資産	208	賞与引当金	65,388
短期貸付金	55,143	役員賞与引当金	99
その他	267	為替予約	48
貸倒引当金	△4,360	通貨オプション	57
<b>固 定 資 産</b>	<b>276,711</b>	その他	21
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>30,895</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>70,703</b>
建物及び構築物	6,211	社債	10,000
車輛及び器具備品	1,009	長期借入金	50,000
土地	23,674	繰延税金負債	9,795
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,118</b>	再評価に係る繰延税金負債	266
ソフトウェア	2,947	関係会社事業損失引当金	35
施設利用権	6	為替予約	1
ソフトウェア仮勘定	163	長期未払金	161
<b>投資その他の資産</b>	<b>242,697</b>	長期預り保証金	441
投資有価証券	70,511	<b>(純資産の部)</b>	<b>223,913</b>
関係会社株式	172,031	<b>株 主 資 本</b>	<b>192,053</b>
長期貸付金	1	資 本 金	<b>17,796</b>
差入保証金	144	資 本 剰 余 金	<b>93,057</b>
長期前払費用	2	資 本 準 備 金	72,495
その他	7	その他資本剰余金	20,562
<b>合 計</b>	<b>362,945</b>	利 益 剰 余 金	<b>84,586</b>
		利 益 準 備 金	4,429
		その他利益剰余金	80,157
		固定資産圧縮積立金	4,476
		別 途 積 立 金	44,054
		繰越利益剰余金	31,626
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,387</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	<b>30,831</b>
		その他有価証券評価差額金	<b>30,226</b>
		土 地 再 評 価 差 額 金	<b>604</b>
		新 株 予 約 権	<b>1,028</b>
<b>合 計</b>	<b>362,945</b>	<b>合 計</b>	<b>362,945</b>

## 損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
<b>営 業 収 益</b>		
受 取 配 当 金 収 入	2,530	
グ ル ー プ 運 営 負 担 金 収 入	1,227	
シ ス テ ム 使 用 料 収 入	3,117	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,993	<b>9,869</b>
<b>営 業 費 用</b>		<b>6,597</b>
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,272</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	246	
受 取 配 当 金	1,021	
そ の 他	95	<b>1,363</b>
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	577	
そ の 他	163	<b>740</b>
<b>経 常 利 益</b>		<b>3,894</b>
<b>特 別 利 益</b>		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,721	<b>7,721</b>
<b>特 別 損 失</b>		
関 係 会 社 投 資 等 損 失	3,328	
固 定 資 産 除 却 損	11	<b>3,339</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>8,276</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		<b>2,285</b>
法 人 税 等 調 整 額		<b>△ 61</b>
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>6,053</b>

## 株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自 己 株 式	株 主 本 計
		資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
<b>当期首残高</b>	17,796	72,495	20,605	93,100	4,429	4,394	44,054	29,355	82,233	△ 3,478	189,652
<b>当期変動額</b>											
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△ 3,700	△ 3,700	—	△ 3,700
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	6,053	6,053	—	6,053
自己株式の取得・処分	—	—	△ 43	△ 43	—	—	—	—	—	91	48
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△ 27	—	27	—	—	—
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加	—	—	—	—	—	109	—	△ 109	—	—	—
税率変更による土地再評価差額金の増加	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>当期変動額合計</b>	—	—	△ 43	△ 43	—	81	—	2,271	2,352	91	2,401
<b>当期末残高</b>	17,796	72,495	20,562	93,057	4,429	4,476	44,054	31,626	84,586	△ 3,387	192,053

	評価・換算差額等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
<b>当期首残高</b>	39,311	589	39,901	892	230,446
<b>当期変動額</b>					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 3,700
当期純利益	—	—	—	—	6,053
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	48
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加	—	—	—	—	—
税率変更による土地再評価差額金の増加	—	14	14	—	14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 9,084	—	△ 9,084	136	△ 8,948
<b>当期変動額合計</b>	△ 9,084	14	△ 9,069	136	△ 6,532
<b>当期末残高</b>	30,226	604	30,831	1,028	223,913

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新田 東平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 直樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	紀平 聡志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新田 東 平 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉田 直 樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紀平 聡 志 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の実地調査に加え子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

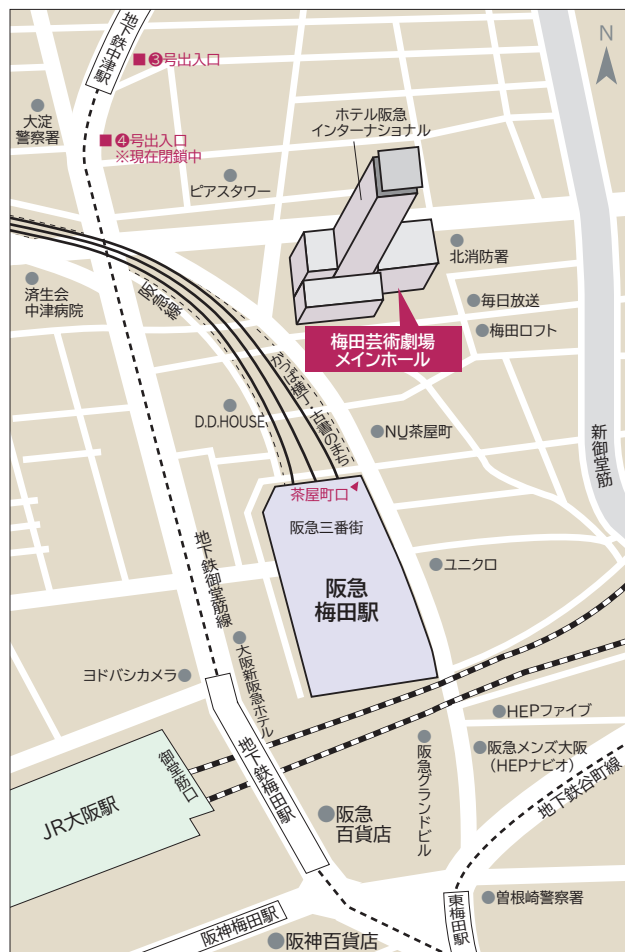
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 監査役会

常勤監査役 小 西 敏 允 ㊞  
社外監査役 高 井 英 幸 ㊞  
社外監査役 高 村 順 久 ㊞  
社外監査役 室 町 正 志 ㊞

## 株主総会会場 ご案内図



会場名 梅田芸術劇場 メインホール

場所 大阪市北区茶屋町19番1号

○会場には駐車場・駐輪場がございませんので、  
ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



UD FONT  
by TypeBank

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。